

議 事 日 程 (第 3 号)

平成30年6月22日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第45号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)

議第46号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第47号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	齋	藤	武	君	2番	松	永	裕	美	君	
3番	菅	原	和	幸	君	4番	筒	井	義	昭	君
5番	土	門	勝	子	君	6番	赤	塚	英	一	君
7番	阿	部	満	吉	君	8番	佐	藤	智	則	君
9番	高	橋	冠	治	君	10番	土	門	治	明	君
11番	齋	藤	弥	志	夫	君					

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長 時 田 博 機 君 副 町 長 本 宮 茂 樹 君

総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	高橋務君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育長	那須栄一君
教育委員	佐藤啓之君	農業委員会会長	佐藤充君
選挙管理委員	佐藤正喜君	代表監査委員	金野周悦君

☆

出席した事務局職員

局長 富樫博樹 議事係長 東海林工リ 書記 高橋和則

☆

補正予算審査特別委員会

委員長(松永裕美君) おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開催いたします。

(午前10時)

委員長(松永裕美君) 6月20日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第45号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)、議第46号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)、議第47号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)、以上3件であります。

お諮りいたします。3議案を一括して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(松永裕美君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

上衣はご自由にしてください。

補正予算の審査に入ります。

1番、齋藤武委員。

1番(齋藤武君) おはようございます。早速中身に入ります。今回は誰が見てもわかるようにボリュームがボリュームですので、時間は比較的余裕があるというふうに考えております。やや細かいところまでお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

私から2つの事柄につきましてお尋ねいたします。いずれも一般会計補正予算の企画課に係ること

です。一般会計の補正予算書の6ページに載っております。まず企画費のうちの報償費、移住世帯向け食の支援事業支給品25万8,000円計上されておりますが、まずこのこと、今回これまでなかった制度だと思われるので、そもそもこれがどういう制度なのかという説明からまずお願いいたします。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

報償費、移住世帯向け食の支援事業支給品25万8,000円であります。まず、この事業の目的でございますけれども、県と町と、あと全国農業協同組合連合会山形県本部、それから山形県醤油味噌工業協同組合が連携しまして、県外から県内の町に移住した世帯に対する本県の米、みそ、しょうゆの支給を通じまして、山形の暮らしの魅力を発信することによりまして県内の移住を推進することを目的とするという事業でございます。米につきましては、はえぬき、つや姫、これを1世帯当たり60キ口、それからみそ、しょうゆにつきましては1世帯当たりみそが3キ口、しょうゆが3リットルを支給するというものでございます。負担割合につきましては3分の1がJA全農山形、残りの3分の2を町が負担ということで、町が負担する3分の2のうち、そのうちの2分の1を県が補助するということで歳入のほうで見ているものでございます。遊佐町といたしましては、その分10世帯ほど見込んでおりまして、それらにかかわる金額が25万8,000円という内容でございます。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 今説明をいただいたわけですが、幾つか触れられていない部分がありますので、まず制度的な部分をお聞きしたいわけですが、この制度というのは時限的な制度なのか、それとも恒久的なものなのか、まずそこを確認したいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えいたします。

今回これは県の事業でありますけれども、食の支援、それから住居の支援等がございます。県が想定しているのは、10年の期間を区切ってこの事業を行う予定としているということでございます。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） もう一つですが、所得制限と、あるいは資産制限も含まれるかもしれませんけれども、移住者に対するそのような制限はあるのかどうか、そこもお聞かせください。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今の県の実施要綱を見ますと、支給要件いろいろありますけれども、所得要件等は含まれていないようでございます。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 所得要件はなしということでございました。移住者の方は、いろんな方がいらっしゃいます。私も私ごとと言うのはなんですけれども、20代入る人もいれば、リタイアして比較的余裕があると言ったらあれかもしれませんけれども、そういう立場の人もいるという中において所得制限はないということでした。

それから、もう一つちょっと気になったというのが最初のほうです。課長から説明ありましたように、

この制度は県と市町村とJAの業界団体が連携して実施する事業だということでした。そういうこともあって、JAが3分の1負担をするということであったわけなのですけれども、ただお米をつくっている団体、あるいは流通にかかわっている団体というのはJAだけではなくて、それ以外の承継団体、あるいは町のお米屋さんの関係する業界団体ということもありますし、あとそれに関係しないで個別に米を販売している法人であったり、個人であったりという人もいるわけです。そういう中において、今回はJA系統だけが業界団体としては関係しているわけなのですけれども、ここら辺は当然JAからお金が出ているからということでよしとするという考えもあるのですが、ただ業界の幅というか、流通の幅というのは、ルートというのは限定されてしまうわけなのです。そこら辺に関して県の単独事業だったら県のトンネル予算だということでもいいのかもしれませんが、今回県も支出する、JAも支出するけれども、町でも今回16万2,000円実質町の負担があるという中において、そのようなそもそもの枠組みをどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） 委員の指摘する意図というのは十分理解できるわけでありましてけれども、この実施要綱が作成される過程において、県とJA等とのやりとりについての詳細については町としてはそこは把握できておりませんので、その経過がどういった経過でJAになったのか、そこは町としては今の段階では把握できていないということでございます。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 当然何らかのやりとりはあったと思います。ほかの業界団体も普通に考えれば入れてほしいという話があったのではないかと。もっとも負担部分がありますので、そう単純ではないと思いますけれども、やはりそれなりのやりとりがあって、これで一応まずやりましょうということになったと思いますので、そこは別に急ぎではないですけれども、10年間この制度が続くということであればぜひ確認をいただきたいなというふうに思います。

あと、この制度というのは、私率直に申し上げてばらまきとのぎりぎりのラインに近いのかなというふうに思うのです。移住者は、特に若い世代、私もそうでしたけれども、本当にお金がない中において、それは支給があればありがたい。それはそうなのですけれども、だけれども所得要件はないという中において、ではどこまで、今回は米、みそ、しょうゆでしたけれども、どこまで支給するのだ、あるいは支給できるのかという話になってくると思うのです。どこかで線は引かなくてはいけないかもしれないし、それが何の理由なのか、お金の限定で線を引くのか、それとも移住者とそうではない人との感情的な境をもって線を引くのかということも出てくるわけですので、そこら辺はやはりいろいろ配慮が必要なのかなというふうに私は思うわけなのです。先ほどの話のようになぜJA系統だけ入ったのかやりとりはよくわからないということでしたけれども、角度を変えてみると、これひよっとすれば支援事業なのだけれども、実は消費拡大事業ではないかというふうにも見えなくもないわけなのです。ですので、そこら辺総合的に考えていく必要があるかなというふうに思うのですけれども、あともう一点、ちょっと長くなりますが、地元レベルで恩恵が来ると。要するに山形県産のはえぬぎ、つや姫だということなのですけれども、でもそれは山形県産は保障されるのでしようけれども、遊佐町産のはえぬぎ、つや姫というのは恐らく今のところ保証の限りではないと思うのです。ですので、せつかく町がお金を出してやる以上、せめて町内のはえ

ぬぎ、つや姫両方つくっていますので、そこら辺が移住者に行き渡るような運用の仕方、これは多分町の裁量である程度はできると思いますので、そこをしていただきたいというふうに思うのですけれども、企画課長の今の総合的な所見を伺いたしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

この実施要綱を見ますと、配送に、要するに送る品物につきましてはJA全農山形が指定する事業者から送られるということでありますので、こちらで指定できるものではないという要綱になっております。ただ、先ほど委員からありましたとおり町のお金も絡んでいるわけですので、そこは県に対して要望をしていきたいと思っております。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 実際動いてみないとわからない部分もある制度ではありますけれども、該当者もともと少ないので、それほど大きな反響はないかもしれませんが、ただやはりいろいろ細かい点では課題は抱えている制度だと思いますので、そこら辺は細かく丁寧に見ていただきたいなと思います。やはり私が心配するのは移住者だけずるいのではないかみたいな話になってしまうと、それは元も子もない話になってしまいますので、そうならないように地元全体がこれがメリットになるような制度運営になるようお願いしたいなというふうに思います。

ということで1問目が終わりました、次にその報償費の下の段の企画料300万円、臂曲地区3Dデータ及び閲覧システム製作委託料について引き続き伺います。まず、これも3Dデータというこの予算書上においては初めての言葉だと思いますので、まずそもそもこれはどういうものかということからお聞かせいただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

委託料、臂曲地区3Dデータ及び閲覧システム製作委託料ということで300万円であります。臂曲地区の採石現場付近の3Dデータとそれを閲覧するためのシステムの製作委託料ということで、3Dのデータ製作が250万円、あとは閲覧システムが50万円、合わせて300万円であります。その採石事業によります深掘りの状況ですとか、あと事業面積拡大の可視化によりまして、危惧される水源涵養保全地域における地下水脈の影響についてより多くの住民の方に理解を深めてもらうということが目的で、今回補正をさせていただきます。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） では、ちょっとお聞きしていきたいのですけれども、この発想というのはそもそもどこから来たのか。ちょっと抽象的なので、言いかえると例えばよそで同じようなことをやっているだとか、あるいはどなたかからこういうことをやるというですよというアドバイスがあったのかとか、そこら辺ちょっとお聞かせいただきたいと思いますと思うのですが。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

このたびの川越工業の岩石採取の再申請に伴いまして、町民の方々より多くの署名活動をお願いしたわ

けでございますけれども、その過程におきまして多くの町民の方から最終的にどこまで掘られてどうなるのだというご質問をいただいております。我々といたしましては、申請書に記載されている数字的なものでお話をさせていただいているところではありますけれども、なかなか内容について理解が難しいと。現実には何メーターという話ししても、結局どうなるのだという話をされる町民の方が多くおられました。そういったことも含めまして可視化を、要するに目で見て確認できる状態にして説明ができれば一番いいのではないかというふうに考えたところもございます。また、一番当初、平成28年の9月に川越から岩石採取の事前協議書が出されて、規制対象事業の判断をする過程においても環境審議会等々の中でももしできることであるならばそういった可視化ができないかという要望も出されておまして、これまでもここはずっと検討してきたところでございます。そういったことを総合的に勘案しまして、今回補正をお願いしたということでございます。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 町民の質問等々発端として、以前から検討していたということでしたが、ちなみにお答えしていただけるかどうか分からないのですけれども、でき上がったもの、3Dデータの成果品というか、できたデータというのは、これは今の進行中の裁判にも提出されるということもあり得るわけでしょうか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） これにつきましてもまだ今の段階ではあくまでも企画課としての考えの段階でございますけれども、裁判についてはこれからまだ長い年月がかかることが予想されると。そういう意味では将来的には裁判の証拠書類として使えるものではないかというふうに考えています。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） この仕事は、3D化をするに当たっては、当然その道のプロに頼まないといけないということはあるのでしょうかけれども、参考までにお聞きしたいのですが、具体的にどのようにするのか。要するに作成の手順とか手法。わかる範囲でお知らせください。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

基本的には平成28年度9月9日に川越が提出した事業計画、これ全体計画で10.5カ年分でございます。その協議書の数値をまずデータ化するというので、データに落としまして、現況、それから最大掘削、それからそれを掘って埋め戻す部分もございまして、埋め戻した状況、それを3種類を3D化して、鳥瞰図のようなものになるかと思っておりますけれども、そういったものを拡大、それから回転していろんな加工を施しまして、いろんなあらゆる角度から見れる状態にまでできればなという、今のところ想定をしているところでございます。それをパソコン上で町民の方も見ていただける状態になればということで考えております。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） そうすると、今の説明だとするとドローンとか航空機、その他による実測はしないということでしょうか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

そこは技術的な話になるかと思いますが、こちらの今の想定としてはデータ、申請書をもとにしたデータをもとに作成をしてもらうということを想定しております。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） となると、これも私は専門家でないので、あれなのですけれども、素直に考えて250万円とか50万円というのは高いのかなと思うのです。実測して飛行機飛ばしたり、ドローンとかそういうことであれば相当のお金がかかるのでしょうかけれども、このぐらいの金額というのはこれ一般的、もちろんこれは見積もり段階でしょうから、まだ確定はしていないのでしょうかけれども、このような金額というのは普通なのかどうか、ちょっとそこを聞かせてください。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今の段階では見積もりを徴収した段階で補正をお願いしている段階でございますので、先ほど言ったドローンを使うのかどうかという部分については詳細までそこは詰めておりませんので、ひょっとしたら使う可能性もあるのかなということは考えられます。上から撮った写真データ上で必要であればひょっとしたら飛ばすことも出てくるのかなというふうには考えております。高いのが安いのかと言われますけれども、そこは今見積もりをとった段階での判断ということでございますので、比較するものが現在持ち合わせていないという状況でありますので、出てきた見積もりを信頼するということがしかないかなというふうに思っています。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 今ちょっと微妙な部分があったと思うのですけれども、ドローンをひょっとすれば飛ばすかもしれないということでした。そうすると、かなり金額が変わってくると思うのです。ドローンなり飛行機なり実測するとなると。気になるのですけれども、見積書を今受け取った段階で、その内訳って書いていないのですか。一式としか書いていないのですか。どうですか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） 見積もりにつきましては今手元にございませんで、確認をさせていただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） そちら辺はぜひちょっと確認をしながらしていただきたいと思います。

先ほど最初のときに何でこれをつくる方向になっているのかということで、町民の質問があったと。町民の理解を助けるためという説明でした。それはそれですごく大事だと思います。大事だと思うのですけれども、やっぱり十分確認しながらやっていただきたいのは金額の部分。それから、あと優先順位だと思います。これはこれなのですけれども、臂曲採石場に関する問題、あるいは私が一般質問で述べたように湧水保全全体に関する問題においてやらなくてはいけないことっていっぱいあると思うのです。その中で優先順位が当然つけられて、優先順位高いものから普通は予算がついていくわけですがけれども、そこら辺今回役場のほうでこういうような予算案を出してきたということは、優先順位はほかのことに比べれば高いというふうにつけたというふうに私は見るわけなのですけれども、果たしてどうなのかという疑問はあ

ります。ですので、これはこれなのですけれども、全体、必要なものとのバランスにおいてもぜひ進めていただきたいというふうに思います。

あと、細かいことに及ぶというふうに冒頭言ったわけですが、50万円が閲覧システムの製作委託料と別個になっているということでした、300万円の内訳として。閲覧システムってパソコンで見るということだということでしたけれども、50万円別個に必要ということはその専用のパソコンを何台か買うということも含まれているのでしょうか。いかがですか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

パソコンを買うことは今現在は想定をしておりません。要するにパソコン上で見れる状態にするというシステムという意味の閲覧システムということで、ソフトということでございます。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 何回も言うように私は相場がわかりませんが、50万円というのは決して安くはないのかなと思います。どういう形でパソコンで見てもらうかにもよると思うのです。例えば町のホームページに乗せて、誰彼にも見てもらうようにするという方法もあると思います。それもあるし、あと今の裁判書類の閲覧のように企画課に来て、企画課に備えつけのパソコンで見てもらうというやり方もあると思います。そこら辺結構幅があると思いますので、今現在どのようなパソコンでの閲覧ということだというイメージを持っているのかお聞かせください。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

ホームページ上での操作については今現在検討中であります。そこでできれば一番いいのかなという思いはありますけれども、それが無理、できないということであれば企画課内、または役場のどこかのスペースで自由に見れると、そういう環境をつくってやるべきかなというふうには考えております。

委員長（松永裕美君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） まだ検討する部分があるようなお答えだったと思います。

あと、最後にもう一つ、危惧というのを申し上げたいのですけれども、お蔵入りにならないように、これはぜひお願い、お蔵入り。つくったはいいいけれども、例えばすごく使い勝手が悪い、操作性が悪かったり、あるいはもろもろ条件があったりして、結局使いにくいとお蔵入りになってしまうということがあればこれ元も子もない話になりますので、そうはならないように、やるからにはとことん使い倒すようなものにしていただきたいというふうに思います。

すみません。もう一つ質問漏れがありました。これ予算案がきょう可決された場合に速やかに事業の着手に入ると思うのですけれども、いつごろになったら実際閲覧が可能になるのかどうか教えてください。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

委託期間につきましては約3カ月ほどを予定しております。補正が通りましたら発注をして、3カ月後ぐらいには町民の方から見ていただけるというような状況にしたいというふうに考えているところであります。

あと、先ほど見積書の件でございますけれども、1社から見積もりをいただいております。掘削地図3Dデータ及び閲覧システムということで、今いただいている見積もりについては一式という表現でいただいておりますので、細かいところまでは今現在はいたっていないという状況でございます。

委員長（松永裕美君）　これで1番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君）　それでは、私のほうから質問させていただきます。先ほど1番委員からも発言ありましたが、今回ポリューム的に非常に項目が少ないものですから、いろいろ掘り下げた質問するかもしれません。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それで、私は総務課と企画課のほうに質問させていただきますが、ちょっと出入り順序逆になるかもしれませんが、先ほどの1番委員の質問に関連しまして、準備したのですが、ちょっとダブったところを除いて最初質問をさせていただきます。はっきり言いまして、この議案書の5ページにあります移住世帯向けのいろいろな諸施策については県が主体であるわけですが、俗に言う頭出し予算的なものかなと、そのように感じておりますが、先ほど1番委員の質問の中で、ちょっときのう県の実施要綱見せていただきまして、その5条のほうに支給対象ということでございます。その中に2つ目として転入前に公的相談窓口を利用していることと、1つの条件になっているようで、その中のアからオまでありまして、その中で基本的には相談窓口のほかには会社関係の転勤はだめ、それから進学等による移動もだめだと。その中の(2)の中で相談窓口ということ書いてありますが、例えばオの中に移住先の市町村の移住、新規就農、Uターン就職に関する相談窓口と書いてあります。私も以前に一般質問でいろいろな集落内の移住してから問題の質問したこともあったのですが、例えば役場の窓口を通さずに移住してくる方もいらっしゃる。そのことが私が質問したときの一つの問題だったのですが、例えばこの事業の場合に相談窓口を通さずにある方が来て、それが結果としてこの事業の制度を知ったと。その時点でこの制度を利用することは可能なのでしょうか、それともあくまでも役場を通さないとこれは対象にならないのか、これ1点だけ一番委員の関連で質問させていただきます。

委員長（松永裕美君）　堀企画課長。

企画課長（堀　修君）　お答えをいたします。

実施要綱によれば、今委員がおっしゃったように(2)のオという部分において移住先の市町村の移住、新規就農、Uターン就職に関する相談窓口に来ないと該当にならないという要綱になってございます。これまでの移住者の方々の状況を見ますと、ほぼ100%と言っていいほど移住相談のほうに顔を出しているのが通例でございますので、ひょっとしてそこに漏れるという方もなくはないわけでございますけれども、町としてはできるだけ不公平感が出ないような対応をとっていきたいなと、そこは臨機応変にやっていきたいなというふうには考えております。

委員長（松永裕美君）　3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君）　やっぱり企画課長から答弁あったとおり不公平感出るとよろしくないのかなと思ひまして、ちょっと質問をさせていただきました。

それでは、私は議案書の5ページ並びに本予算書の24ページにあります諸収入の雑入にありますコミュニティー助成事業並びに支出のほうでは議案書、本冊のほうの30ページにあります企画費の中の負担金補

助及び交付金の欄について質問させていただきます。ここにありますのはいろいろ概要書を事前にいただきましたが、吹浦のまちづくりセンターと駅前一区自治会ですか、そこに対して俗に言う宝くじの助成金を活用した事業を計画されているようです。それで、収入のほうでは1,750万円を取っておりまして、吹浦まち協で250万円、それから駅前一区のほうで1,500万円ということです。それで、過去を見ますと、広報ゆざのほういろいろ検索しましたら2016年には遊佐の地域づくり協議会のほうでグラウンドゴルフとか祭典用の祭りの綿あめ、ポップコーンのマシンとかいろいろ購入しているようです。これにつきましては何年も待っていたのですが、ある方が庄内支庁の方と話を急に進んだという状況も先ほど聞いておりましたが、もう一つは服部の遊具、それから最近の2014年では高瀬まちづくりのほうでもカメラとか祭典用のはんととかいろいろ買っているようです。それで、もう一つは女鹿の自治会館も2010年のときにこの事業で当たったという表現は悪いかもしれませんが、当選してやっているようです。そんな中でかなり町の事業とかいろいろな自治体に対してこの事業使っているようですので、そんな中でコミュニティー助成事業の実施要綱、30年度のやつをちょっと見たところ助成対象事業が7つほどありまして、今回は2つの事業で該当になっているようです。吹浦まち協のほうが一般コミュニティー助成事業、それから駅前一区自治会のほうはコミュニティーセンター助成事業の交付金ということで該当になっているようです。それで、いろいろ見ますと2つの事業ともマックスの250万円と1,500万円、本来であればもう少しだけ計算ですが、マックスの事業であるようですが、いろいろ述べましたが、この歳入歳出が同額でありますので、非常に表現は悪いのですが、町としてはトンネル的予算での扱いになるのか、1点目質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

そのとおりでありまして、歳入歳出同額の補正予算でございます。これにつきましては、町で申請をしまして、一旦町の入金となりまして、事業実施後町で完了検査をした後に事業実施主体である団体に交付金として助成するという、そういう流れになってございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） この事業は、宝くじとはいうものの、一般財団法人の自治総合センターというところで扱っているようでありまして、その中で第3に助成対象団体が1つは市町村、2つ目が広域連合、3つ目が一部事務組合、4つ目が地方自治法に基づく設置された協議会ということになっておりまして、もう一つは第4のほうに事業実施主体とありまして、一般コミュニティー事業については市町村と、またはそれが認めるコミュニティー組織と、そういうことでございますので、吹浦まちづくりセンターは後のほうに該当になると思うのですが、第45号の予算書を見ますとコミュニティー助成事業の助成対象団体、それから事業実施主体、それからもう一つは駅前一区自治会の関係につきましては助成団体、また並びに事業実施主体は先ほどの答弁でほぼわかったのですが、あくまでも遊佐町ではなくて、吹浦まちづくりセンター並びに駅前一区自治会ということの理解でよろしいのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

助成対象団体というのが遊佐町でございまして、助成事業の実施主体というのが一般コミュニティーの

助成事業であれば吹浦のまちづくり協議会、あとコミュニティーセンター助成事業については駅前一区の集落ということになります。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 助成対象団体については遊佐町ということでしたが、ちょっと進んでいきます。助成申請手続は、助成団体の長が申請書をつくって、知事を経由して自治総合センターのほうに出すという情報がありまして、棒読みすれば例えば吹浦まちづくりセンター並びに駅前一区自治会が作成すべきかなと、そのように捉えますが、ちょっとその点もう一度確認をしたいのですが。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

あくまでも申請につきましては遊佐町、時田町長の名前で申請をしているということですので。町に歳入はございまして、事業実施を行った今回の吹浦まちづくり協議会、駅前一区集落に対して事業実施後に町から助成をするという、そういったお金の流れになってございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） それでは、例えば駅前一区自治会のことについては建物でございますので、例えば今計画したからすぐには当然着手はできないと思います。それで、この議案の説明の段階でたしか7年ほど待って、やっと当選したというか、そういうことでしたので、あくまでも例えば建物の設計、それからそれに付随するいろいろな作業当然あるわけですが、これはあくまでも事業実施主体が計画をつくって、それを町に上げて、町がそれにのっとって、言い方悪いのですが、添書をつけて上げてやると、そんな理解でよろしいのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今委員がおっしゃった流れのとおりでございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 何でこんなことを聞いたかという、はっきり言えば行政は広くみんなのためにいろいろ頑張るとというのが通例ですが、やはり一部の地区が利益を得るのであれば、悪い言葉ですが、そこから手数料的なものを徴収してもいいのではないかという発想があったものですから、いろいろくどくど質問したところですが、はっきり言えばいろいろ聞いておりまして、私の愚直な考えであったということが今わかったところでございます。

そういうことの中でいろいろ読んでいきますと、事業要件として4つほどあるようでした。1つ目が国の補助金や地方債を充当していないこと、2つ目が平成30年度の年度内に完了すること、それから4つ目が短期間でつくったものが破損したり、故障したりすることがないように施設であること、それから宝くじの社会貢献効果が発揮できることというような条項が最後にありまして、この事業の条件の一つに貢献広報的な義務づけがあるようです。この社会貢献広報は、これは例えばこの事業でつくりましたということとを広く皆さんに教えてくださいという趣旨の内容だと思いますが、広報ゆざを見ますと広報にその事業のことを紹介されております。だから、私もこれ情報を得たのですが、基本的にそういうものを町はやっておりますが、この助成対象団体がそこまですることになっているのか、そういう義務があるのかそこを

お聞きしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

コミュニティー助成事業実施要綱の第7というところに宝くじ社会貢献広報というものがございまして、この助成を受けたときにはそういった社会貢献広報をする必要があるということになってございます。今回吹浦のまちづくり協議会がこれから購入する備品等につきましては、宝くじの助成で補助されたということがわかる指定されたシールがございまして、それを張っていただくということになります。このシールの経費も助成対象費に含まれているということでございます。また、広報への掲載につきましても、これも当然必須となっております、その助成された内容、それから実績報告について検査終了後に広報に掲載するというようになってございます。これも先ほども話ありましたけれども、去年の2017年の10月1日に広報に、これは服部集落が遊具を整備した内容が広報に載ってございます。こういった形で広報でお知らせをするということが義務づけられております。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 答弁の最中に4番委員のほうからいろいろ資料見せていただきまして、わかりました。理解をさせていただきました。

続きまして、実はこの補正予算の主体的な項目ではないのですが、宝くじの予算でこの事業、コミュニティー助成がなっている関係で、非常に補正の案件とは別なのですが、本予算書の24ページのほうにことしの平成30年度予算の雑収入のところの宝くじ市町村交付金というものがございまして、本来関係ありませんが、ちょっとあえて関連的に質問させていただきたいと思っております。これにつきましては、自分なりに過去の決算書を見ますと、宝くじ市町村交付金については平成28年度予算で当初予算300万円ありまして、後の補正で300万円ほどプラスになって、約600万円ほどに決算でなっているようです。あと、同じく29年度予算についても最初300万円に対しまして570万円ほどに最終的にはなっていると。それで、実はこれもいろいろ調べてみますと宝くじの一つのイメージアップのための財源として使っているようで、初めて知った法律の名前で当せん金付証券法というのがあって、それに基づいてやっている内容のようです。基本的にはこれも先ほどの一般社団法人と違いまして、公益財団法人の山形県市町村振興協会というところで担当されまして、運営されているようで、昭和54年の4月1日に成立して、名前を申し上げればサマージャンボ宝くじですが、その収益金を基金として、いろいろ行政的なところに交付されているという中身をきのうの常任委員会終了後、今までの間にいろいろ調査をしてみたところでございます。

それで、1つここで質問を総務課長のほうにしたいわけなのですが、宝くじ市町村、当初300万円を想定して、大体その倍ぐらいが決算でなっているようです。平成30年度の予算見ますと500万円計上されております。その割合からいくと、結果として年度末には1,000万円くらいになるのかなという予測になりますが、この根拠というのはどういうことになっているのかちょっと質問をさせていただきます。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

予算の額の見積もりが予算書にあらわれているわけでありまして、あくまでも予定額ということになるわけでありまして、ただいまお話がありましたとおり30年度は500万円計上させていただいております。29年

度が300万円、過去3年間、27年度から300万円でありました。これさかのぼること平成23年度になるわけではありますが、この23年度までは宝くじ交付金という名称で、1つの種別の交付金をいただいております。このときは300万円弱の決算額であったわけではありますが、24年度から特別交付金というものも一つ加わりまして、このときから600万円を超えた交付金額になっております。年間2度にわたって交付いただいているわけではありますが、この推移がずっと同じような推移をたどってきておりまして、昨年度が577万6,000円という決算額であります。こういった推移、それから昨年度の実績を見まして見込みを立てての500万円ということで当初予算を見積もったという内容でございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） いただけるものは多ければ多いほどいいと思いますが、ちょっとこの件についてもう一点だけ質問させていただきませんが、この市町村交付金の使途については、出口というか、歳出のほうは特定されているのでしょうか。というのは企画費の19節のほうの中の例えばまちセンの運営費で地域活動交付金という名目で約5,000万円、これちょっと額忘れましたが、毎年見ているわけですが、そういうものに使うというか、何か使途がこの場合あるのか、この件について質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四世君） お答えをいたします。

サマージャンポ宝くじ等ということになるかと思いますが、その他の宝くじも含めましてその収益金の地方自治体への還元金として交付されているというものであります。これはこれで、その使い方については地方財政法に規定されております。その内容につきましても、規定の仕方につきましても、平たく言えば住民の福祉増進に役立てるというものでありまして、具体的に申し上げますと1つが広く公共事業にという規定の仕方をしております。さらに、特定事業にというふうな指定の仕方もしておりまして、これも個々具体的内容は省略させていただきますが、福祉対策だとか災害対策、あるいは文化施設の運営にかかわること、それから芸術文化振興、雇用、産業の振興、環境保全、人材育成等ということで、要は町づくり全般にかかわるものということで、あと町の特色を出す形で何に充てるかということになるわけではありますが、遊佐町では平成29年度の例で申し上げますと国際交流推進協議会の負担金、あるいは福祉タクシー利用助成事業、高齢者分ですけれども、それから遊佐ブランド推進協会の負担金、これらに充当をさせていただいているという内容でございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 補正予算に関係ないことで質問して申しわけございません。いろいろ聞けば地方消費税の交付金の対象とほぼダブっているという事業もあるのかなと見ていたのですが、吹浦まちづくりセンター並びに駅前一区の自治会、ことしいろいろ事業やられるわけですが、来年以降もどんどん申請してもらって、いろいろな地区で頑張っていればなと、そのように思います。

それでは、続きまして事前に企画課長のほうには申し上げていないのですが、先ほど予定していた質問が1番委員とダブリましたので、あえてここで別の項目について質問させていただきますが、議案書の5ページの歳入のところに国庫補助金で商工費の補助金、東北観光復興対策交付金で歳入で77万7,000円が

あります。それで、支出のほうでは7ページのほうで、これ多分この予算がここで、歳出のほうでなっていると思うのですが、7款の商工費の13委託料のところに観光誘客対策委託料97万2,000円が予定をされており、この関係については昨今、ちょっと忘れましたが、山形県の吉村知事も含めて、山形県を代表してチャーター便で台湾のほうに視察ですか、調整ですか、行ったという記憶しておりますが、はっきり言えば吹浦の花笠舞の方々も去年でしたか、台湾のほうと交流をしたというようなことも聞いております。基本的に新聞報道だけですが、山形県と台湾を直行しますチャーター便を130便か140便ほど運航するという中の一つで約30便が庄内空港のほうにも来ると、そのような報道は承知しておりますが、まして酒田港に来るクルーズ船、この間は1隻キャンセルになりましたが、今後いろいろと予定をされている部分もあるようですので、長々申し上げましたが、この歳入と歳出についてはどのような内容なのか質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

歳入の部分で申し上げますと、商工費補助金の東北観光復興対策交付金ということで77万7,000円の歳入でございます。この事業につきましては、環鳥海、由利本荘市が中心となりまして、3市1町で実施するものでございまして、環鳥海のパンフレットを製作する事業でございます。全体の事業費で648万円の事業費でございまして、そのうち遊佐町の分の事業費として97万2,000円、そのうちの80%が歳入として補助をいただけると、交付金をいただけるということで77万7,000円でございます。パンフレットの内容につきましては、環鳥海地域を網羅した多言語表記のガイドブックを製作するというところで英語版、中国語版、韓国語版のガイドブックをつくるということで、広域での外国人観光客の受け入れ態勢の整備、それから周遊性の向上を図ることによって誘客促進へとつなげたいということで行う事業でございます。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 突然質問してすみません。実は私もちょっと場所は申し上げませんが、あるところで食事しましたら、ちょっと方言が強いのかなと思って聞いておりましたら日本人ではなく、中国語を話している方々で、後から気づきましたが、日本人は私ともう一人の2人だけで、周りは全部中国ということでした。そういう場もあると思いますので、やはりそういうパンフレットは、先ほど英語とか中国語ということでしたが、やはり整備しておくべきかなと、そのように思います。

それでは、最後に総務課長のほうにお尋ねをさせていただきますが、予算書の6ページになりますが、2款の総務費の一般管理費の中で13節の委託料のところに99万6,000円が次の節の使用料及び賃借料で同額、これ予算の科目がえのようですが、補正提案されております。付記を見ますと委託料のほうについては人事評価制度の構築導入支援業務委託料、それで補正でいきますと14節が人事評価システム使用料ということになっているようでございます。その中で見たところ、遊佐町の職員人事評価に関する検討委員会の設置要綱が平成27年の5月の13日に設定されているようです。その第1条を見ますと、実績や能力を適正に評価するとともに、職員の資質の向上を図るため職員の人事評価制度を構築する必要があると、そういうことに基づいてこういう予算を組んで対応していると思っておりますが、いろいろ決算書を見ますと人事評価制度の動きにつきましては、私が議員に就任してからの決算書しかございませんが、平成27年度決算で245万円ほど、28年度決算で約38万円ほど、29年度まだ決算が終わっておりませんので、それでことしの

予算が99万6,000円ほどになるわけです。かなり足しますと高額の内容になるようですが、実質この人事評価制度の構築に向けた概要と予算面での現在の対応した額といいますか、それについて1つ質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

この予算に示しましたのは13節の委託料マイナス99万6,000円、そして14節使用料及び賃借料プラス99万6,000円、同額の組み替えになります。この委託料につきましては、当初予算には205万6,000円計上しております。そのうちの一部を組み替えたという内容であります。ですから、最後のくだりにありました最終の姿はその残りの委託料プラス99万6,000円分という、今の予算段階ではそういうことになるわけでございます。人事評価制度構築導入支援業務委託料という名称としておりますが、27年度までに試行という形を取り組みました。改正地方公務員法に基づいて各自治体に人事評価の導入が義務づけられたというようなことで、専門の事業者からこの関係の支援をいただく形で制度設計づくりに着手をしたというものでありまして、その後28年度以降、29年度と今年度も含めてということになりますが、本格実施に向けてきたという内容でございます。支援をいただいた形はいろんな形態をとってきたわけですが、昨年度につきましてはシステムの導入を図ったと。その際この名称にありましており人事評価システムの構築業務委託料というような形で昨年度支援をいただいたといった経緯のもとで、そのままことしもシステム使用料を委託料に織り込んでしまったというようなことで、ここは切り分けるべきだとしてその分のシステム使用料、事業者が持っているシステムについて使用料に節を組み替えたという内容でございます。

それから、若干の経緯も述べさせていただきましたが、制度の導入、本格実施に当たっては検討委員会を設置して取り組んできました。これは、副町長が委員長となられて、全課長がこの構成員となっております。当初は何度も申し上げておりますとおり試行という形でスタートをしました。28年度から本格実施ということになります。その業者からは昨年度目標管理、あるいは期末評価に関する研修をしていただくなどして取り組みの熟度を上げてきたというようなことで、段階を踏んできているというものでございます。これからの課題になりますけれども、制度設計はほぼ完成したわけですが、この評価の結果を今度給与等へ反映させるというふうな取り組みが必要になってきます。31年度の評価について32年度にその反映をさせるという方針を立てて今取り組んでいるというものでございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 最後の質問を答弁いただいた部分質問しようと思いましたが、あらかじめ答弁されましたので、質問ではありませんが、実は私議員になって3回目、平成27年12月の議会の際にも同様の質問させていただきましたが、地方公務員法と労働安全衛生法だかの改正がありまして、先ほど説明ありました28年4月から施行されているという関係で進んでいると、そんなことでございます。実は31年度並びに32年度に向けての今最後の説明がありました。基本的に公務員制度の給与が大きく変わったたしか年度があります。ちょっと年度忘れましたが、かなり切り崩しをして今の状況になっていると記憶しております。その際やはり人事評価というのがあったと思ひまして、やっぱり一般的な団体でもそういう取

り組みがあったと思います。ただ、評価はやはり人間が評価してしまいますと誤った評価もあり得ると思いますので、こういう機器的かどうかわかりませんが、評価システムは構築すべきものであるかなと、そのように思います。

以上をもちまして、私の質問は終わります。

委員長（松永裕美君）　これで3番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君）　それでは、私のほうからも補正予算に関して質問させていただきます。6月議会でありますので、補正予算の範囲は少ないほうがしっかりと予算立てされた予算なのだとということで、大変よろしいことなのではないかなと思っております。

まずは産業課のほうからお聞きしたいと思います。歳入に関しては5ページ、款県支出金、項県補助金、目農林水産費県補助金、節は農業費補助金として、説明として産地パワーアップ事業補助金893万円計上されております。歳出も同額であります。ページが7ページで款が農林水産業費、項は農業費、目は農業振興費、節として負担金補助金及び交付金として同名の補助金が歳出されております。金額も同じ893万円。概要書の説明ですと、稲川施設組合にICTコンバイン6条のものと70石乾燥できる乾燥機ともみすり機、それにドローン事業費として、1,786万円の中の2分の1が県からの補助金として投入されているというお話であります。この導入される機材の参考見積額みたいなものがわかりでしたらお知らせいただきたいと思います。

委員長（松永裕美君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君）　お答えいたします。

各機械の見積額ということでございましたので、申し上げますとコンバインのほうは、税別になっております。見積金額で1,470万円、乾燥機245万円、もみすり機140万円、ドローンが196万円という金額でございます。

委員長（松永裕美君）　4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君）　ドローンの導入に196万円、これは税別という形になっているようですけども、ドローンを稲川施設組合で導入することになったわけですけども、ドローンの使途というのはどういう使い道がなされるのかお答え願いたいと思います。

委員長（松永裕美君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君）　お答えいたします。

ドローンの使い道については、薬剤散布に使用するというところでございます。

委員長（松永裕美君）　4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君）　薬剤散布にドローンを使える時代になったのかという形で、ドローンというものの技術革新の速さに驚いておるところであります。ドローンというのはどちらかというとカメラ、ビデオを搭載して、そして空中からの撮影をする、そういうのには使われてはいたわけですけども、薬剤の散布に使えるようになった。この導入されるドローンにおいて、薬剤の積載量というか、どのぐらいの薬剤を積載した形で飛んで、薬剤散布ができるような機械であるのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（松永裕美君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

このたびのドローンについては、タンクの容量が10リットルを積載可能な機種でございます。散布幅が4メートル1回でできるということで、時速が15キロほどというふうなことで、単純計算では1時間当たり6ヘクタールくらいできるということになるわけですが、タンクが10リットルしか積めないということで、燃料補給でありますとか、そういったことは考えられますので、実際はその80%の4.8ヘクタールくらいしかできないのではないかと見ているところであります。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 薬剤の液体にして10リットルくらいを積載して飛び立って薬剤散布ができるのだというお話ですが、俗に言う今まで取り組まれてきたところの農薬の散布ヘリの場合は30リットルくらいは積載して、そして薬剤散布できる仕組みになっているやに聞いております。ドローンの場合はその3分の1の薬剤を積んで飛ぶことができる。しかし、農薬散布ヘリ、俗に言うラジコンヘリといわれるものなのですが、幾らぐらいするものだと聞いたことがありました。あれ高げなや、何ぼするのだ、やはり1,000万円くらいするのだそうです。あのラジコンヘリ、農業用の薬剤が散布できるようなヘリですと。今回の金額聞いてみますと、機能的には3分の1の薬剤しか積めないものであったとしても、ほぼ200万円ちょっとでドローンというのが導入できるということを考えるとヘリからドローンに移行することがやっぱりこれからあるのではないかなと。ドローン自体の技術革新が進めばもっと大型になる可能性があると思うのですが、ヘリによる薬剤散布とドローンによる薬剤散布の機能、効果性の違いとその特徴を教えてくださいありがとうございますと思いますけれども、お願いいたします。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

今委員がおっしゃられましたとおり購入時の価格差が非常に大きいということ、5倍程度あるということとはまず言えるのではないかと思います。あとはやっぱり現行のドローンですとやっぱり10リッタータンクが限界のようございまして、大きい面積、大規模の圃場の場合はなかなか頻りに帰ってくる回数が増えすぎて、それは大変になってくるのではないかと感じておりますけれども、ドローンの場合小回りがきくということと操作性がいいというようなこともありまして、そのところはメリットだと考えておるところでございます。今後まだまだ飛行能力ですとかさまざま改善しなければいけない点があると思いますけれども、全体的に見ればドローンに移行することも十分考えられるということになると思います。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） ここで課長にお聞きしたいのですが、このドローンというのが技術革新が進み、大型のドローンが開発された際に松くい虫対策の空中散布作業などにドローン導入の可能性はあるのかないのか。これは技術革新、どれだけ大型のものが開発されるかにもよるのですが、その可能性について専門である課長にお伺いしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

松くい虫防除のまず1ヘクタールの欲しい溶剤の量なのですが、1ヘクタール当たりたしか40リッターくらいが欲しいということで、それと散布面積が森林の場合は大きいということで、現行の飛行能

力と積載能力では非常に行ってはすぐ帰ってくるという状況がありますので、そこのところを改善していかないとなかなかすぐに取り入れるということは難しいのではないかと思います。ただ、ドローンのメリットでありますやっぱり搭載カメラからモニターを通して、それから小回りがききますので、松くいの場合にはどれぐらいの散布がきちんとかかっているかどうか、そういったものをきちんと見きわめるということについては、松の頂上部にも近づけるということもありますし、そういった点では有利だと思いますので、まずは積載能力、飛行能力が高まってくれればなというふうに率直に感じているというところでもあります。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） そうなのです。今課長から答弁の中にもあったようにドローンというのはカメラを搭載して、そしてそのカメラが映し出すものを地面で、パソコンの画面で見ることができるということを考えますと、今のヘリによる松くい虫の薬剤散布ですと高所作業車という感じでクレーンのような先にバケットがついて、そこに操縦士の方が乗っかって、そして操縦をするというような形になってくるわけですが、ドローンが技術革新で大きいもの、そしてより薬剤積載量が大きくなったときにやっぱり有効なのだろうなと私は期待しているわけです。この項は終わらせていただきます。

次は地域生活課のほうにお尋ねいたします。遊佐町水道事業会計補正予算4ページの資本的支出、建設改良費、排水設備改良費として6,500万円計上されております。一般会計補正予算の総額が3,800万円ですので、3,800万円に比べれば非常に大きい補正計上であります。概要書などを調べてみますと上寺配水池の更新工事、配水池の改良費の工事費だと調べることができます。平成30年度の当初予算では平津と上寺配水池更新工事として1億4,500万円ほど計上されているわけですが、上寺の分というのは当初段階でどのぐらい予算化されていたのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

当初予算で1億4,500万円という形で計上されておりましたけれども、その内訳でございますけれども、平津配水池の分が5,500万円、上寺配水池の分が9,000万円、合計1億4,500万円という内訳でございます。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 今回の6,500万円の補正計上がなされたことで、上寺配水池更新工事は1億5,500万円となるわけです。この増額の内容については、昨年12月定例議会の補正審査でRC工法からステンレス製の貯水槽へ変更することによる増額となったという理解でよろしいわけでしょうか。

委員長（松永裕美君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

今回増額補正となる理由でございますけれども、当初上寺配水池の築造につきましては地質が良好であるとの前提でRC製の配水池を直接基礎にて設置する考えでございましたけれども、ボーリング調査、地質調査の結果、地盤が軟弱で支持層がないということでございましたので、そのままですと鋼管ぐいの設置が必要となりまして、基礎工事大きな費用がかかるということが判明いたしました。そのため別途比較設計することといたしまして、配水池本体が軽量でありますステンレス製にかえまして地盤改良する工法と比較検討したところでございます。その結果、配水池をRC製からステンレス製に変更し、施工したところでございます。配水池の構造がRC製からステンレス製に変更になったこと、また配水池の基礎処理に

経費がかかるということで、今回この増額補正という形でご提案させていただいたところでございます。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これ12月のときも工法が変わることによって設計委託料というのが50万円増額されました。想定できたことだとは思いますが、6月のこの時期の補正として6,500万円の施設建設工事費の追加計上が6月議会で補正計上されることはやはりまれなことなのだと思います。当初予算組みに組み込めなかった要因を説明願います。

委員長（松永裕美君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

当初予算に組み込めなかった理由ということでございますけれども、比較設計におきましてRCにするかステンレス製にするか、構造決定の比較設計や工事費算出につきましては今委員がおっしゃったとおり昨年の12月の定例議会におきまして設計委託料の補正をいただいてからの作業ということになったため、当初予算まで構造決定の事業費に係る算出が間に合わなかったということでございまして、今回事業の増額分につきましては6月議会のほうで補正をお願いしたところでございました。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 了解いたしました。

これ水道に関しては、平成21年に策定された遊佐町水道ビジョンで上寺の配水池については、地震動というのがあるのだそうです。地震動レベル1から地震動レベル2に施設を改築によって目指すべきであると明記されております。この地震動レベル1というのは、通常起こると想定される地震に耐えられるというのが地震動レベル1なのだそうです。地震動レベル2というのは、東日本大震災のような想定よりも大きい地震があった際でも耐えられる建築にするというのが地震動レベル2なのだそうです。今回やはり上寺の配水池というのが今年度できるわけですが、この水道ビジョンにうたったところの地震動レベル2の強度を持つ配水池になるのだとあってよろしいわけでしょうか。その点お聞きします。

委員長（松永裕美君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

耐震設計に対するご質問というふうにお伺いしました。今委員おっしゃったとおり東北大震災、そして阪神・淡路大震災の地震レベルを想定したものがレベル2ということになっているようでございます。今回の上寺配水池の改築に当たりましての耐震設計につきましては、水道施設耐震工法指針に基づきまして、震度レベル2で設計されております。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 了解いたしました。地域生活課長におかれましては、今回の6月定例議会がやっぱりデビュー戦だったのではないかと感じております。まだ補正予算審議終了していないわけですが、大変お疲れさまでございました。

次に移らせていただきます。教育課のほうもなかなか聞くだけの補正がなかったわけですが、これ教育課をスルーすると後で佐藤課長から怒られますので、苦肉の策で考えてみました。7ページ、款教育費、項社会教育費、目社会教育総務費、節として報酬、説明としては社会教育アドバイザー報酬95万1,000円とありますけれども、新年度早々の6月定例議会で報酬が95万1,000円も足りなくなったというの

やはりちょっと私も首をかしげたくなるわけです。社会教育アドバイザーというのは、本年度新設の職であると認識いたしております。週30時間の勤務体制の社会教育アドバイザー職であります。年度当初とも言える6月議会において報酬の不足が生じているというための補正計上、勤務内容とか勤務形態の変更による増額であるのか説明願います。

委員長（松永裕美君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

町の教育行政の重要施策の一つでありますコミュニティースクールの推進事業でありますけれども、コミュニティースクールの推進については学校教育、社会教育、地域との連携として一体的に進めるものでありましたので、3月議会で社会教育アドバイザーを新設していただいたところでありました。予算についてはそれまで社会教育指導員という立場の方を雇用していた場合の報酬額の年額でありました112万5,000円計上させていただきましたが、社会教育アドバイザーの年額報酬としては207万6,000円を予定しておりました。このためその差額を今回補正計上していただいたというところでございます。当然社会教育指導員と社会教育アドバイザーでは、コミュニティースクールの推進もそうでありまして、青少年育成関係の業務でありますとか社会教育活動の指導、助言等も含め、大変重要な仕事をしていただくこととなりますので、3月に議会に上程した条例改正で月額報酬、社会教育指導員の場合は9万3,700円でありましたが、それから17万3,000円に引き上げた結果であるということでございます。

委員長（松永裕美君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 先週開催されました青少年育成協議会の総会でことしから就任した社会教育アドバイザーの元小学校の校長先生にお会いしたわけでありまして、やはり今遊佐町全小中学校でコミュニティースクールというものが立ち上げられ、そうなってくるとコミュニティースクール連絡協議会なども開催されるわけです。そういう部分で社会教育アドバイザーの役割というのは大きくなるのだと思います。また、遊佐町においては小中学校の教育の過渡期を迎える重要なこの二、三年の間、やっぱり社会教育アドバイザーの重責を担っていただける方がいたということはありがたいことだと思います。重責に即した対価の保障とご活躍をご期待し、平成30年度6月議会補正予算審査特別委員会での私からの質問とさせていただきます。

委員長（松永裕美君） これで4番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） ちょっと材料不足なのですが、先ほど1番委員も質問しておりました移住世帯向けの食の支援についてもう少し深くお伺いしたいところです。

先ほどの答弁では10年ということでしたけれども、この支援は移住者にとっては1年きりなのか、10年続きなのかという部分がちょっと答弁になかったようですので、よろしくをお願いします。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

県の事業としては10年間でございますけれども、個人に対する支給、または住宅等々の手当てについても1回限りということでございます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) そういうことだとは思うのですけれども、実際県内ということですので、ほかに既に議会を通過して始めているところもあるかと思えますけれども、今年度に関してはこの議会が終われば早速受け付けが始まるというふうなことでよろしいでしょうか。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

この実施要綱によりますと、ことしの3月1日から来年の2月28日までの期間に県外から県内の市町村に転入することという条件になってございますので、その期間に移住された方が対象になるということでございます。

委員長(松永裕美君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) 既に移住されている方にもこれから連絡が行くという考え方でいいかと思えます。お米のほうからお聞きしますけれども、はえぬきとつや姫というのはやはり価格差があるかと思うのですけれども、その辺の平等性というのはどういうふうに考えているのですか。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

はえぬきとつや姫に価格差が出てきているということでもあります。それは当然でありますけれども、移住された方がどちらかを選択するということでございますので、はえぬきがいいのか、つや姫がいいのか選択をしていただくということになるかと思えます。町の予算といたしましては、当然高いほうのつや姫をもとに補正をさせていただいております。

委員長(松永裕美君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) この移住の食の支援に関しては、貧困層に支援するというわけではなく、ある程度の食に関していろんな知識を持って田舎に暮らそうという、そういう方々が多いかと思うのです。先ほども地元のということで、遊佐町も開発米ということで今度GAPまで取得するようにという、食の安全性を重視している町です。そういうことからすれば、やはり地元というものを少し強調というよりも使っていたきたいというのが1つ。

それから、みそはいいのですけれども、しょうゆに関しては本物のしょうゆでない場合が多いので、その辺認識があるのかどうなのか、企画課長にお願いします。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

米につきましては、先ほど1番委員のほうにお答えしたとおり可能であることならば地元産の米を使っていたらのように県等に申し入れをしたいというふうに考えております。

今質問がありましたしょうゆの品質という部分については、そこはちょっと承知していないところでございます。

委員長(松永裕美君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) 特に安売りに出るようなしょうゆの場合、成分表示を見ると脱脂大豆加工品が主原料になっておりまして、大豆の風味がありません。普通の本物のしょうゆであれば大豆、食塩、小麦だけですけれども、脱脂大豆を使った場合、大豆油を絞ったかすですけれども、風味を出すために調味料な

リアルコールが添加されております。せっかく食の支援ということであれば、そういう本物をやはり贈られるべきであろうというふうに思いますので、要綱を見れば市町村なりにある程度指定ができるというようなこともありますので、庄内みどりがそういう窓口になるのか、JAの全農山形が窓口になるのかわかりませんが、その辺のこともある程度指定されたほうがいいかなというふうに思いましたので、お知らせしたいというふうに思いました。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

要綱上を見ますと、配送する事業者につきましてはJA全農山形が指定する事業者、それから醤油味噌組合からということになっておるようでございますので、そこはある程度間違いのない品質のものが贈られるのではないかとこのように思っております。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） ぜひそうあってほしいと思います。移住してきた段階でこういう地元のお米とみそ、しょうゆが一つのベースになって今後の生活の、またこの次もそれを使っていくというふうになってくるのだらうと思いますので、その辺の配慮の仕方よろしくお願ひしたいと思います。

次に、観光費の中で、先ほど環鳥海でパンフレットを作成されるというようなお話がございました。この内容についてももう少し詳しくお伺ひしたいのですけれども、このパンフレットはどのような形式で、日本語と英語、日本語と中国語というふうに分かれているのか、それとも全部の言語が入っているのかというのと、その辺の構成内容と観光の案内内容についてある程度もし決まっているのであればお願ひしたいと思ひます。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

この環鳥海地域の多言語表記観光ガイドブックの仕様書によりますと、規格が英語版のやつで最大で64ページを予定しているようでございます。内容につきましては、環鳥海地域の概要、それからエリアマップ、あと各エリアの紹介、あとは体験メニューの紹介、それからお土産、グルメ、お酒、温泉等の紹介、あとはお勧めモデルコースの紹介等々を網羅した内容にするということでございます。印刷部数につきましては、1万5,000部を予定しておりまして、英語版、中国語版、それから韓国語版を各5,000部つくるということで、1万5,000部作製する予定でございます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 64ページというのかなりの冊子になるわけですが、それは無料配布、いわゆるフリーペーパーになるのか、ある程度の価格が設定されるのか、その辺はどうなのですか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

基本的には無料で配布するという考えだと思ひます。全体事業費が3市1町で648万円の事業でありますので、そこは補助事業でもありますので、無料で配布になるという形になるかと思ひます。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 恐らくこの環鳥海の観光の3市1町で作成になるかと思ひますが、つ

い最近朝日新聞でつくっている「日本百名山」鳥海山版が発行されました。表紙が残念ながら秋田側からの表紙でありまして、それからおりてからのグルメというも遊佐町は入っておりませんでした。その辺とても残念だというふうにBOOKsほんまの店長ともお話ししたのですけれども、今薄いけれども、並んでおります。そういうことのないようにこのガイドブックもお願いしたいのですけれども、町からもこの製作のほうにかかわる人間が出向されるのですか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

この事業については実施要綱をつくって、デザインコンペを行うわけでございますけれども、それとあわせて環鳥海広域周遊環境整備事業実施に係る基本協定書というのも結びながら3市1町で力を合わせて作成するというところでありますので、そこはバランスをとって遊佐町本町の観光についても十分アピールできるような形にしていきたいというふうに考えております。

委員長（松永裕美君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） ぜひ観光部分では遊佐町おくれている感がございますので、よりよいパンフレットができればと思います。

以上で私の質問は終了いたします。

委員長（松永裕美君） これで7番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

休憩に入ります。午後1時まで休憩といたします。

（午前11時44分）

休

憩

委員長（松永裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（松永裕美君） 堀企画課長より答弁の訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

堀企画課長。

企画課長（堀 修君） それでは、午前中に質問をいただきました山形県若者移住世帯向けの食の支援事業について、期間について訂正がございますので、訂正させていただきます。

私の答弁の中で10年間というお答えをいたしましたけれども、10年間というのは賃貸住宅向けの補助金と空き家改修事業にかかわる部分については10年間ということでございますけれども、食の支援事業については確認しましたところ山形県としては数年続けていきたいという意向は持っているようでございますけれども、予算の後ろ盾がないということで、そういった意味では事業としては単年度の扱いになるということでございますので、訂正をさせていただきます。

委員長（松永裕美君） 直ちに審査に入ります。

5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 私のほうからも質疑させていただきます。

企画課のほうであります。6ページ、8目の企画費、先ほど1番委員からも質問ありました臂曲地区3

Dデータ及び閲覧システムの製作料であります。それについて私からも質問したいと思います。

3Dデータの閲覧システム製作料、委託料は合計300万円ですが、現在1社からの見積もりということです。独占企業でない限り2社以上から見積もりをとって、内容を見積額と比較して検討するのが新たに事をなす場合の常識と思われれます。今回の3Dについても他社からの見積もりが必要と考えますが、いかがでしょうか。基本的に1社からしか見積もりをとっていないのは方針にそぐわないのではないかと思います。その辺どのようなのか、ほかに会社がないわけか、その辺をお伺いいたします。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回補正させていただく上で、お金、金額を算定したいということで見積もりをとった業者については1社でございます。あと、見積書等は正式にはいただいておりませんが、もう一社について同じ内容で電話等で内容をお知らせしまして、金額等について聞いているところでございます。実際にこれから予算が通りましたら、契約の段階においては当然数社から見積もりをいただいて決定をするということになるかと思われれます。

委員長（松永裕美君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） それでは、これから何社から見積もりをとって検討すると認識してよろしいでしょうか。その辺1社だけでなく、何社から見積もりをとっていただいて検討していただきたいと思えます。採石、最初幾らでも深掘りするやり方も環境保全の上から許容できないわけで、そんなことをやった場合に地形がいかに危険な状態にあるかを3Dの立体画像を通して町民の皆様に理解してもらうことは大切であると思えます。できるだけ安価に3D画像をあらわすことが、それにこしたことはないものの、経費がかかっても広範囲に乱獲、開発の危険を町民に訴える必要があると思えますし、この辺をさらに頑張っていただきたいと、そう思います。よろしく申し上げます。企画課長、何かあれば。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） 委員おっしゃるとおりだと思いますので、そのような考えのもと、この事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） それでは、もう一つ質問したいと思えます。

7ページの7款商工費、3目観光費であります。19節の負担金補助及び交付金50万円、町内観光イベント負担金、内容は夕日まつりの若者向けコンサートでありますけれども、若者向けコンサート、50万円の補正になっておりますけれども、若者向けとはどういうコンサートなのか教えていただきたいと思えます。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをしたいと思います。

来月7月21日に開催予定であります夕日まつりコンサートということで、当初予定しておりましたのが白崎映美ということで、あとそれに鳥海太鼓、遊め組等々の町内の方々から出演をいただきまして行う予定で考えておりましたけれども、ことし30周年記念を迎えるということと、我が町の方針といいますが、若者の定住を進めているところという部分と、あと若者の住みよい町づくり等々、そういったことを考えて、できれば若い人方にも来ていただきたいという考えのもと、できれば2部構成にしまして1部を若い

方々向けのコンサート、2部を年配の方も含めた方々から喜んでいただけるようなコンサートという方向で考えてあります。そこで今回1部に若い男性2名のグループのアーティストを呼びましてやりたいなということで、今回補正をさせていただいたということでございます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) 夕日まつりはことしで30周年ということは前からわかっておりましたので、予算立てしたときにこのことも考えるべきではなかったのではないかと感じております。50万円という補正は大変大きいのでありますので、この辺も今後役に立てて考えていただきたいと、そう思いますが、どう思いますでしょうか。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

委員おっしゃるとおりでございます。当初予算でそういった計画が組めれば一番よかったのでありますけれども、資金の関係上最終的にはこういう形でお願いすることになってしまったこと、申しわけないというふうには考えております。それはさておき、町の第8次振興計画におきましても子どもたちに夢をということでテーマを掲げて町づくりを進めているわけでございますので、ぜひそういったこともご理解をいただきながら、できるだけ若者の集まる場をつくっていきたいという思いで補正をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) もう一つ、このイベントがもし雨だった場合にどこでやるつもりでいたのでしょうか、そこをお聞きします。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

まず、基本的には遊楽里前の芝生の広場で通常晴天であれば行うという予定でございます。雨天の場合は遊楽里の隣にありますふれんどりい、テニスコートの中で行う予定となっております。昨年度も残念ながら雨でございまして、そちらで行った状況でございます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) ドームの中にも広さが限りございますので、ことしは去年より来場者が多いことが予想されます。その辺会場として大丈夫だと思ひておりますでしょうか。その辺お聞きします。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

ふれんどりいの中はテニスコート2面の広さということで、限りがあるわけではございますけれども、雨が降ってしまった場合にはもうどうしようもないという状況になろうかと思ひます。できるだけことしは晴れていただくことを期待したいと思ひます。

委員長(松永裕美君) 5番、土門勝子委員。

5番(土門勝子君) 課長の気持ちと同じように晴れていただくことをお願ひして、私からの質疑は終了いたします。

委員長(松永裕美君) これで5番、土門勝子委員の質疑は終了いたします。

9 番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） かなりボリューム少ないので、先ほど4番委員が質問しました水道会計、事件案件で聞けばいいのですが、事件案件だと3問しか聞けないので、まずこの水道会計の中でお聞きしたいと思いますが、上寺配水池の補正に6,500万円ということであります。当初の予算が9,000万円あって、合わせると1億5,500万円ほどになるのだという説明でしたが、この増額した最大の原因というのは、もう一度伺います。

委員長（松永裕美君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

先ほどもお答えさせていただいたとおりでございますけれども、配水池の構造がRCからステンレスに変わりました。そのための構造の比較設計等々、工事費の算出につきまして、昨年12月の定例議会のほうでその検討に要する補正予算いただいたところでありまして、その後に比較設計等、工事費等が出てきたということで、当初予算に間に合わなかったということで、今回6月で補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） 工事の段取りといいますか、進み方の中で、本予算を計上する前に果たして配水池であって、先ほどレベル2という話で耐震の部分はしっかりした配水池をつくらなければいけないというのは、これが前提にあって設計するわけです。そうすれば、本予算、全体予算を考える前に、当然その前にボーリング調査して、そしてその調査結果によってしっかりした工事の設計をして予算組みをするわけです。何で後にボーリングが、そういう調査を行ったのか。前もってという、普通は9,000万円つきまして。その中にひょっとしてボーリングの予算も入っていますよなんて言われれば、我々もうち建てるときこれをお願いしますというとき、後で何ぼかかるかわからないけれども、これでいいかと言われたのと同じわけです。順序というのはそれでよかったのかお聞きします。

委員長（松永裕美君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

設計のほうにつきましては、昨年度、29年度実施してございます。昨年度の調査委託等々の進め方確認しました。まず初めに、土質調査、地質調査のほうを実施しております。その辺土質調査のほう確認しないと建屋のほうの基礎等々の設計ができないということでございましたので、まず初めに地質調査を行っております。当初計画1本でありましたけれども、1カ所目の地質調査が思わしくない結果であったということで2カ所、すぐ近くになりますけれども、2カ所、あわせて深さ、深度も深く変更いたしまして調査のほうしてございます。深度のほうは1本目が21メートル、2本目が23メートルとかなり深い位置まで地質調査を行っております。その地点まで行きますと支持層が見つかったということで、その深度まで掘削して地質調査を行ったということでございます。その結果をもとに当初RCの設計組んでおりましたけれども、RCでありますと地質が悪いということで、鋼管ぐいを打つ必要があったということでございました。ただ、鋼管ぐいですとかなり経費がかかります。本体以上に基礎経費だけで、直工だけで4,000万円くらいかかってくるという形でかなりの基礎工事に大きな経費がかかりますので、そこでまず別途比較

設計する必要があるということで、昨年度補正をいただいて設計させていただいて、結果的にステンレス、本体が軽量のステンレスで、若干地質の改良になりますけれども、地質の改良を加えましてステンレスに変更になったという経過がありました。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 当初RCということであります。ということは、地質調査をしてRCで大丈夫だということだったので、RCの設計をして、そして予算を組んだと。であれば何で後からもう一回ボーリング調査、では最初は何もしないでRC工法だというふうに決めたということになりますね。その辺。

委員長（松永裕美君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えします。

当初の段階では地質がまず良好といいますが、通常の土質であろうということで、当初の段階ではRCの構造体で設計を進めていたということでございました。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） だから、先ほどレベル2確保しなければいけない建物をつくるとき、ボーリングしないでRCで大丈夫だというような、そういう設計というか、工事の仕方のほうがちょっとまずかったのかなと私は思っています。なので、当初予算で9,000万円で、今6,500万円でしょう。当初予算の72%も別途にかかるわけです。このような事例が過去にありました。稲川まちづくりセンターの前の下水。たしか本予算と同じぐらいの補正を組んで、そして掘ったところ地盤が弱いということで、予算は通りましたが、事前にボーリングしていてわかるはずだし、地元の人の話によれば昔そこには船着き場あったので、地盤はいいはずはないと、そんな話をするのです。たしか事前に調べたりなんだから、やっぱりあの辺を。だから、そういうようなしっかりしたちゃんとしたデータを取り入れたはずなのに、それをやはり生かし切れなかったのが、本予算と同じぐらいの補正予算を組んでやったという事例もあるのです。なので、それに何か近いような感じしていたので、前のそのような案件があったのをやはりちゃんと今のそういう工事に生かせなかったのではないかと思います。コンサル料が当初が約900万円の、設計及び地質調査のかかっています。これは、今の6,500万円と9,000万円とまた別個予算でしょう。なので、その他もろもろ、また1億5,500万円プラスアルファ、何やかんやもう1,000万円近く見えないうところでお金がかかっているのです。なので、ちょっと余りにも乱暴過ぎる当初予算づけをしたのかなというふうに思って聞いたのです。普通であればちゃんとボーリング調査して、RCなのか、それともステンレスなのか決めればこんな高額な補正をしなくてもいいはずだったのだと私は思いますが、どうでしょうか。

委員長（松永裕美君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

今回の配水池も重要な大型構造物でございます。設計前の事前調査、地質調査が本体工事に大なる影響を与えますので、その事前調査大変大事になってくるかと思っております。発注に当たりますとは、地質調査の結果を実施設計に反映させるために、同時に発注するケースが往々にございます。ただ、事業規模によりまして調査の進め方はあるかと思っております、今委員のおっしゃったとおり。例えば橋梁設計でございますけれども、橋梁設計につきましては前年度に地質調査等の基本調査行いまして、次年度に詳細設計、どのような基礎構造にするのか、基礎ぐいが必要なのかという形で十分時間をかけて橋梁につきましては設計

に入っておりますので、今回もこのような形でもう少し時間をかけて事前に準備して、段取りよく進めれば、そのような形にはならなかったのかなというふうに思っていました。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 今課長言ったとおりなのです。やっぱり本体工事と設計及びボーリング調査が同じ時点で出発すると、必ずボーリングすれば何か、それでよければそのまま行くのですけれども、レベルツリーなので、かなりやはり基礎をしっかりしなければいけないというのが前提にあるはずなので、RCを考えたとき、あそこの場所なので、あの辺は岩盤とよく言われております。地震があってもそんなに揺れないところではありますが、そこまで達するに、その上に建てるものですので、やはり130トンクラス、かなり大きくなります。なので、その辺を思えばやはり本体工事の設計、ボーリング調査が同じであればその中にギャップが必ず生まれてくるのです。今課長がおっしゃったとおり橋梁の場合時間をかけて、本体工事詳細設計する前にしっかりボーリング調査して、その中でそして順番にいくと、これがやっぱり筋なのではないかというふうに思っていますので、そのようにしてほしいなというふうに、やはりこれからそういう大きな補正がないようにしていただきたいというふうに思っていますが、どうでしょうか。

委員長（松永裕美君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 今後に当たりましては事業規模に応じた委託業務の進め方、また工期設定等して、十分に当初予算に反映できるような形で、事前にその辺調整して作業のほう進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（松永裕美君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 新課長でありますので、前の仕事と言えば前の仕事なのですが、ぜひそういう教訓を生かしてやってほしいなというふうに思っております。

では、これで私の質問終わります。

委員長（松永裕美君） これで9番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 私からも少し質問いたします。残っているやつ聞かせていただきますので。

まず、6ページの企画費の工事請負費の99万4,000円、町有地外構整備工事費、これ給排水設備とのり面の保護の工事ということになっておりますが、どのような具体的に工事になるのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

15節工事請負費、町有地外構整備工事費99万4,000円であります。旧遊佐交通跡地に民間活力賃貸住宅建設促進事業をもって、今戸建ての賃貸住宅を3戸建設いただいておりますけれども、それにかかわる部分の工事でございます。1つは排水設備、給水管工事ということで、下水道の既設の公共ますから南側の空き地まで排水管を延長する工事が、これが34メートル。あわせて、それと同時に上水道の管の延長工事を行うということでございます。

もう一つは、のり面保護工事というので、遊佐保育園側ののり面の雨水の流出の保護、それから雑草等の防除のためのコンクリート打設を行うということで、これ面積にいたしまして31.6平米という工事の内容

になってございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 給排水設備については、先行して建てられたアパートありますよね。その部分からちょっともらえばいいのかなと思っておりましたけれども、そこはまだつながりはないということなのですか。そこから延長していくということなのですか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

前面の杉沢本線の町道ありますけれども、町道から下水道の公共ますにつきましては当初から2カ所ほど設置をされております。1つは、一番最初に建てていただいた集合住宅がその公共ますにつないでいると。もう一つの公共ますについても当初は戸建てということの想定ではなくて、集合住宅を建てていただくという前提で公共ますを設置していたところでありまして。今回戸建ての3戸ということで、それぞれに個々に対応しなければいけないという部分と、あわせて今回3戸ということでもございましたので、南側の敷地がまだ少し利用できる可能性があるかと。その排水も考えて今回延長をさせていただいたと。下水道の取り出し口と上水道の取り出し口も南側のことも考慮して工事をさせていただいたということでもございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 先のことも考えて整備をしたということですので、わかりました。

その下に負担金、先ほどコミュニティー助成事業交付金、質問出ておりました。これは、駅前一区7年かかったということでした。これ7年かかったというのは、申請してから7年かかったという意味だと思いますけれども、駅前一区の前にコミュニティー交付金事業で部落公民館いただいたところはたしか女鹿だったか。

（「宮田」の声あり）

10番（土門治明君） 宮田ね。宮田から数えて何年になりましたか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをします。

宮田自治会の集落が採択されたのが22年度申請して、23年度に採択されたということで、7年目と申しますか、7回目と申しますか採択になったということでもございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） では、宮田の前が女鹿で、その間は何年ありましたか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

その前は和田の公民館になるのですか。ちょっと前が和田かどうかかわからないですけれども、和田公民館につきましては平成17年に申請をしておりまして、18年度に採択をされているという状況でもございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 和田と宮田の分については、今聞いたとおり申請した次の年にいただいていると

ということになりますね。これ大変ラッキーなことだと思いますが、たしか駅前一区につきましては申請したのは大分前だという。それでやっと、7年待ったということで、前は18年から23年だと5年で来て、今回は7年。このケースでいくと、もう少し長くなるのかな、短くなるのかなということだと思います。今回の駅前一区は、ことしこういうふうにもらうことができましたけれども、この次に控えているところもあると思うのですが、控えているところは何部落ぐらいあるのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

その前に先ほどの前回の件で和田集落というお答えをしましたけれども、その前に女鹿集落のコミュニティーセンターの助成事業ということで女鹿公民館、これが平成20年申請で21年度に採択を受けているということのようでございます。

駅前一区集落の次の集落ということでございますけれども、現在今段階では手を挙げている集落はございません。これにつきましては今後周知等行いまして、募集をかけたいとは思っておりますけれども、その時点ですべて出てくる可能性もあるのではないのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 現在のところ駅前一区の次の手挙げているところはないということでした。これ申請した次の年に当たっているという話でしたが、毎年申請して外れて、毎年申請して当たっているから、前の年ということなのです、企画課長の説明は。では、何年申請してもらったということなのです、私の言いたいことは。何年申請して、5年申請したのか、10年申請したのかということなのです。こんな全部前年度に……

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

駅前一区集落につきましては、7回申請をしていただいて、やっと採択をいただいたという状況のようです。この事業の実施要綱を見ますと、おおよそ各県で3件ぐらいの割り当てということでございますので、なかなかそういった意味では厳しいのかなという状況です。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 県で1年に3カ所ぐらいだというもので厳しいというけれども、申請するところがなければ、申請しておけばすぐ当たるという可能性もあるわけです。最初から諦めて申請していないということも考えられますので、これからは部落公民館で老朽化しているところもありますので、ぜひともこれはそういうところには情報として、町政座談会なりで話していただければと思います。

それでは、その下に庄内の翼実行委員会負担金があります。これについてはちょっと聞き漏らしたので、これ企画でいいですね。ちょっと聞き漏らしたので、もう一回これ内容教えてください。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

19節負担金補助及び交付金、庄内の翼実行委員会負担金30万円であります。これにつきましては、庄内空港の利用促進と西郷隆盛と縁の深い庄内と鹿児島市との相互交流が目的の事業であります。庄内2市3町、それから庄内空港利用振興協議会、鶴岡、酒田商工会議所、庄内銀行、鶴岡信用金庫で構成します庄

内の翼実行委員会を組織しまして、庄内地域住民を対象としたツアーを行うというものでございます。実行委員会のほうからツアー参加者の航空運賃に対しまして一律2万円の助成を行うということで、10月にツアーは行われますけれども、おおよそ12万円程度の旅費を見込んでいるようでございますので、2万円を助成して、大体約10万円を切るような旅行にしたい、ツアーにしたいということで行う事業でございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） そういえば、そういう西郷隆盛のツアーというのはあったように記憶をいたしております。12万円という旅費というと、ちょうど議員研修と同じぐらいの研修かなという。それで、2万円の助成ということで、これ毎年実行されているものだと思うのですが、参加率と、それから毎年でなかったら年に何回とか、そういうのを教えていただければと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

このツアー自体につきましては、今年度開催するものでございます。10月にF D Aのチャーター便、それからANAの定期便による鹿児島市の観光を行うという事業でございまして、三、四便を計画しているということでございます。こちら側から行くツアーについては今年度のみ、来年度には逆に鹿児島市から庄内への誘客を働きかけていきたいということで考えている事業でございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 今年度からということで、NHK大河ドラマも西郷隆盛が主人公のドラマが日曜日には連載されているわけですが、そしてまた庄内、酒田には、飯森山には西郷神社でしたっけ。

（「南洲」の声あり）

10番（土門治明君） 南洲神社ですね。南洲神社もありますので、西郷隆盛には庄内もつながりがあるということで今年度そういう企画がされたと思いますけれども、これは今言ったのは私の想像ですので、実際のところの経緯を教えていただければと思います。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほどもお答えしましたけれども、基本は庄内空港の利用促進が第一であります。あと、先ほど委員からもありましたとおり西郷隆盛の関係で、鶴岡市が鹿児島市と縁があると。あと、酒田市も西郷隆盛の関係で縁があると、そういった関係でこういった企画を考えたというお話を伺っております。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。これが三、四便ということで、多くの方が西郷隆盛の関係で鹿児島の方に参加することを期待しております。

それでは、その次なのですが、同じページの民生費の社会福祉総務費で19の負担金補助及び交付金で軽度、中等度難聴児補聴器購入支援事業費補助金というものが補正されております。これは、補聴器への補助金だと文章読めばすぐわかるのですが、これは1個どの程度の補聴器で、そして子供用だと思いますので、大人用のとまた違うわけだと思うのです。それで、子供用になると安くなるのか高くなるのか。普通であれば宿泊料金も何でも子供は半額ぐらいになるわけですので、その辺の内容を教えてください。

と思いますし、また補正するほどだから、何人ぐらいこれに該当するのか教えていただきたいと思いません。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

これにつきましては、難聴の児童1名に係る補助金になってございます。耳かけ型補聴器ということで、両耳用ということでありまして。要綱によりまして基準額が定められておりまして、その基準額の3分の2を予算化しておりますけれども、県負担が3分の1、町負担が3分の1、本人の負担が3分の1というふうな内容になってございます。当初の段階ではもっと小さい簡易なものということで4万4,000円ほど当初予算では確保しておりましたけれども、今回申請あったのがこういったより精密なものというふうなことで、金額が大きくなったというふうなことでございます。この補助金の支援対象ですけれども、耳の聞こえぐあいが軽中度ということで、いわゆる障害者手帳には該当しないお子さんがこの事業の対象になるというふうなことでございます。障害者手帳該当になればそちらのほうの制度で支給になるというふうなことでございますが、この制度がないと本人が全額負担ということになってございますので、県でもこういった支援制度つくって、町も3分の1負担をしましょうと、そういった内容になってございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 説明聞きますと、県と町と本人との負担でということ、21万8,000円が県、町、そして本人が10万円ぐらいということになりますと30万円するわけです。耳かけ式で30万円というと、普通は高いと思います。補聴器というと、大体耳かけ式はピーとかガーとかいって、なかなか聞き取りにくいものですから、耳の中に入れるやつ、それでも20万円以上から大体出ますので、耳かけ式だとなかなか見た目もすぐ耳悪いなと見えるものですから、できれば耳の穴に入れるやつとか、そういうものが該当するものであれば、そっちのほうでも30万円もすれば普通それで買えますので、そっちのほうは何で勧めなかったのかなと思いますけれども、そっちはこの補助金制度の対象にはなっていないとか、そういうものがあるのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

今回購入するという補聴器につきましては、医師の診断、指導のもとにそういったものがいいでしょうと。当然本人とのご相談もしていると思いますけれども、医師の診断、指導のもとに適切なものを購入するというふうなことで、今回の耳かけ型というふうなことでなったというふうに聞いております。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりましたけれども、それにしても高いものになったなと思います。耳かけ式で30万円というのは聞いたことないので、大体高いので15万円ぐらいだと補聴器屋行って聞いてみるとそういうものですから、幾ら補助金いただいたとしても10万円も出せば耳かけ式であれば買えるのです。だから、これちょっと値段については疑問が生じたので、質問しました。課長もこの辺についてはわからないと思いますので、答弁ありますか。では、答弁をお願いします。

委員長（松永裕美君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをします。

町の補助要綱も県と同じように作成をしておりますけれども、耳かけ型軽度、中程度難聴用としましては1台当たり5万2,900円という基準額を定めてございます。今回両耳でありますので、やはり町の負担としても10万円を超えるというふうなことで、県も3分の1でありますので、やはり同じような金額というふうなことでございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 課長と私の言っていることがちょっと違うような話の説明だったと思うのですが、県と町の合わせてこれ21万8,000円なのでしょう。補助要綱では5万円ということは、10万円だから、これ21万8,000円となっているから、今課長言った話はちょっとこの数字とは合わないということなのですが、ここのところちょっと違いませんか。

委員長(松永裕美君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 基準額でいきますと片耳5万2,900円でありますので、これ県と町の分計算をしますと21万1,600円というふうになります。そういった意味では若干端数はありますけれども、この21万8,000円という補正をお願いしたいという内容でございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) わかりました。最初から10万何ぼと言ってくれば簡単にわかったのですが、片方だけの勘違いをして聞きました。その辺はちょっと謝ります。それで、その件については終わります。

もう少し質問したいと思います。7ページで観光費の賃金が、今臨時職員の雇い上げ賃金が145万7,000円上がっておりますけれども、この賃金についてはどういったことで今補正が必要になったのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

臨時職員の雇い上げ賃金ということで145万7,000円あります。これにつきましては、観光の係でお願いしています臨時職員に対する賃金ということで計上をさせていただきました。当初予算に計上し忘れたために、今回お願いをしたということでございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 当初予算に忘れたと。時々あることだと思うのですが、この方はこれから予算通れば雇い上げするということですので、この方は何月から臨時職員として雇い上げされるのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

この方につきましては、4月から臨時職員を既にお願ひしてございます。4月、5月、6月の賃金につきましては、総務課で持っています臨時職員の賃金から支払いをさせていただいているということでございます。今回補正が通りましたらその3カ月分は総務課のほうにお返しをしたいというふうに考えております。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 総務課のほうから、4月からもう既にお願ひしているということでした。この忘れた理由というのはあるでしょう。普通であれば前年度と同じように書けばいいのですから、予算という

のは。どこかが変化したということがあるのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

計上漏れにつきましては大変申しわけなく思っているところであります。もともと観光系の臨時さんにつきましては、これまでインターンシップの事業ということでお願いをしておりましたけれども、このたびインターンシップではなくて、通常の臨時職員という扱いでお願いすることになったために計上が漏れてしまったということでございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） そういうふうにインターンシップの方から臨時職員にかえたということでした。ことしのインターンシップの状況については、ことしもインターンシップはそのままいると思うのですが、インターンシップについては今どのような状況になっておりますでしょうか。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） インターンシップ制度のもとでの実質日々雇用職員、6時間パートというその制度につきましては、28年度をもって取りやめをして、あとは一律、それまでは2名ほど受け入れをしておったわけですが、その制度を廃止といいますか、取りやめをしまして、一般の日々雇用職員の配置という形に全部切りかえているという状況であります。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 28年度いっぱいインターンシップの制度は取りやめて、臨時職員に切りかえたと。そして、企画課長は30年度にインターンシップから切りかえたとやっているのです、さっきの説明では。それで、1年のずれを私は今感じました。どっちがどう考えればいいのかと思うのですが、これどっちなのでしょう。1年違うと思うのです、今の答弁では。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

確かに平成29年度、観光係についても一般の臨時職員で採用をしてございます。これ電算、予算の入力の関係で、インターンシップでこれまでずっと観光係でとっていました。昨年度はインターンシップの扱いでなくて、その予算の科目のところに普通の臨時職員として計上していたわけでございますけれども、今回正規に予算を組み替える段階で片一方を落として、片一方を載せ忘れたと、そういった事案が生じたということでもあります。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） インターンシップからかわったから、計上が漏れたというわけではないと、単に忘れたというような感じに受けましたので、別にいいのです、単に忘れていましたというだけでも。ただ、インターンシップが理由ではないと思います。もう一回企画課長に理由、確かに単に忘れたのか、本当にインターンシップから切りかわったから、そういう手違いが生じたのかというのはもう一回だけ聞きます。

委員長（松永裕美君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

一番最初に説明を申し上げましたとおり当初予算に計上し忘れたということでございます。

委員長（松永裕美君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） ちょうど2時となりますので、私の質問はこれで終わります。

委員長（松永裕美君） これで10番、土門治明委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（松永裕美君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（松永裕美君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第45号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）、議第46号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第47号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）、以上3議案について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（松永裕美君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後2時）

休

憩

委員長（松永裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時25分）

委員長（松永裕美君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） 報告書案文を朗読。

委員長（松永裕美君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（松永裕美君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時27分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成30年6月22日

遊佐町議会議長 堀 満 弥 殿

補正予算審査特別委員会委員長 松 永 裕 美